

一般財団法人林業経済研究所における外部資金の間接経費に関する取扱い指針

令和2年1月22日

理事長制定

(目的)

第1 この指針は、「競争的資金の間接経費執行に係る共通指針」(平成26年5月29日改正「競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ」)の趣旨に基づき、一般財団法人林業経済研究所(以下「当研究所」という)における間接経費の取扱いに関する指針を定め、当該経費の効果的で効率的な活用と円滑な運用に資することを目的とする。

(間接経費の額)

第2 間接経費は直接経費の30%に当たる金額とする。ただし、配分機関による特別の定めがある場合はそれに準拠するものとする。

(間接経費の使途)

第3 間接経費は次の事業等に充てるものとし、具体的な使途は別表のとおりとする。

(1)当研究所の機能向上及び研究員の研究環境の改善事業

(2)外部資金による研究の実施に伴い、必要となる管理等の経費

2 この間接経費の目的と使途を、当該外部資金を獲得した研究員に説明する。

(報告)

第4 理事長は毎年度の間接経費使用実績を、配分機関の定めるところに従い報告する。

2 当該外部資金を獲得した研究員にも同じ内容を報告する。

(取扱いと管理)

第5 間接経費の取扱いと管理は、理事長の責任の下で計画的かつ適正に行うとともに、使途の透明性を確保する。

(取扱いの変更)

第6 関係府省が共通指針等の見直しを行った場合、本取扱い指針も随時、見直すこととする。

別表（第3関係）

間接経費の主な用途

外部資金による研究を円滑に実施するに当たり、当研究所の管理等に必要な経費のうち以下の項目を対象とする。

1. 管理部門に係る経費

(1)管理事務施設・設備の整備、維持及び運営経費

(2)ネットワークの整備、維持及び運営経費

(3)管理事務に必要な経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内旅費、会議費、印刷費
など

2. 研究部門に係る経費

(1)共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌費、光熱水費

(2)当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究員・研究支援員等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(3)ネットワークの整備、維持及び運営経費

(4)図書の充実、維持等の経費

など

3. その他の関連する事業に係る経費

(1)研究成果展開事業に係る経費

(2)広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、外部資金を獲得した研究員の研究環境の改善や当研究所の機能の向上に必要な経費などで、理事長が必要な経費と判断した場合、執行することがある。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。